

最大
50万円

令和8年度
START!!

牛久市へ移住・定住したい

子育て世帯の移住・定住

を応援します

親子特区!!うしく 子育て世帯 空家活用応援補助金

※補助金を申請する際には必ず事前にご相談ください

市外から空家・空地バンクに登録された空家を購入・賃借し、10年以上居住する意思のある子育て世帯で、市内業者が当該空家の安全性、居住性又は機能性の維持や向上のために行う修繕、間取り変更などの改修工事を実施するなど、一定の要件（裏面参照）を満たした場合に補助金を交付します。

補助金 : 空家の改修工事費用の1/2に
相当する額 ※千円未満切り捨て

最大**50**万円

対象者 : 空家・空地バンクで空家を購入・賃借し、市外から牛久市に移住・定住する子育て世帯の方

お問い合わせ先

牛久市 建設部 空家対策課

☎ 029-873-2111 (代表)

✉ akiya@city.ushiku.ibaraki.jp



補助金HPQRコード



空家・空地バンクHPQRコード

対象者

- 市外から空家・空地バンク登録物件を購入・賃借し、10年以上居住する意思のある子育て世帯
※子育て世帯:18歳未満(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。)の者が同居する世帯
- 過去に同補助金の交付を受けていないこと
- 登録物件の所有者と購入者・賃借人が3親等以内の親族でないこと
- 物件が所在する地域コミュニティの維持・活性化に寄与しようとする者
- 世帯全員が牛久市税等の未納がないこと
- 世帯全員が暴力団員その他反社会的勢力と関係がないこと

対象物件

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅であること
- 昭和56年5月31日以前の場合、耐震性が確保された住宅であること
- 補助対象者が自己の居住の用に供するために購入・賃借したものであること
- 過去に同補助金の交付対象となっていないこと
- 売買契約・賃貸借契約締結日から起算して1年を経過していないこと
- 店舗併用住宅の場合は、居住部分のみ対象
- 賃借の場合は所有者から改修工事の同意と1年以上の賃借期間の担保を明確にすること

対象となる工事

※交付決定を受ける前に着手した工事は補助対象となりません。

安全性、居住性又は機能性の維持や向上のために行う修繕、補強、間取りの変更等の改修工事

◎市内業者(市内に本社、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。)が実施する工事であること

【改修工事の例】

- 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- 内装工事(内壁、天井、床などの修繕工事)
- 外装工事(外壁、屋根、庇、樋などの設置・修繕・塗装工事)
- 電気、ガスなどの設備工事
- 玄関、居室(間取り変更など)を改良する工事、建具の取替などの工事
- 水回り設備工事(給排水、換気、キッチン、洗面所、浴室、トイレなどの改修工事)
- ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事

例

- ・フローリング等から衝撃吸収性のあるクッションフロアへ改修工事
- ・子どもに目が行き届く対面式キッチンへの交換や間仕切り等の改修工事 など

※上記に記載のある改修工事であっても、補助対象となる改修工事に該当するか、必ず牛久市に事前に確認してください。

手続きの流れ・必要書類

市へ補助金申請の事前相談

市へ補助金交付申請書を提出

市から補助金交付決定通知

(交付決定後)リフォーム工事着手

市へ補助金実績報告書を提出

市から補助金交付確定通知

市へ補助金交付請求書を提出

補助金のお振込み

【補助金交付申請時に必要な書類】

- 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 事業計画書
- 誓約書兼同意書
- 承諾書
- 工事経費の見積書及びその内訳書の写し
- 施工箇所等の設計書、図面等
- 施工前の写真(施工箇所全て)
- 転入前の世帯全員の住民票(謄本)の写し
- 耐震性が確保されていることを証明する書類

【補助金実績報告時に必要な報告】

- 領収書の写し
- 施工前と施工後の写真(施工箇所全て)
- 転入後の世帯全員の住民票(謄本)の写し又は年度内に住所を移すことを確約する確約書